

「国公立大学団体国際交流担当委員長協議会」設置要綱

平成13.6.28制定

平成16.7.28改正

平成21.3.9改正

(名称)

第1 この会は、「国公立大学団体国際交流担当委員長協議会」（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2 本会は、近年増加している海外の大学団体等から我が国大学への交流等の呼びかけに、国公立大学の枠を越えて一体として積極的に対応するため、国公立大学団体が対等の立場で連絡協議を行う場とし、それぞれにおける今後の国際交流事業の一層の発展に資することを目的とする。

(構成・運営)

第3 本会は、次の団体（以下「各団体」という。）の国際交流担当委員会等の代表者（以下「団体責任者」という。）を含む各2名の委員により構成する。

- ・ 社団法人国立大学協会
- ・ 公立大学協会
- ・ 日本私立大学団体連合会

- 2 本会を運営するため、団体責任者の協議により座長及び副座長を置く。
- 3 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- 5 座長を助けるため、座長所属の団体が事務局（以下「本会事務局」という。）を担当する。

(連絡協議内容)

第4 本会は、外国の大学団体等（駐日大使館などを含む）から各団体のいずれかまたは複数に対して呼びかけがあった交流事業であって、呼びかけを受けた団体責任者が、その内容から特定の団体のみで対応するよりも、我が国

の大学として対応することが趣旨に合致すると判断したものについて、協議する。

(連絡協議の開催)

第5 各団体は、本会事務局に対して随時連絡協議の開催を申し出ることができる。

(連絡協議結果の取り扱い)

第6 団体責任者は、本会の連絡協議において合意された事項については、それぞれの団体に持ち帰り、当該団体の事業の一環として責任を持って処理する。

(経費負担等)

第7 本会事務局業務に伴う事務処理費は、当該事務局が負担する。

- 2 本会での協議の結果必要となる経費については、各団体が分担することを原則として、その都度協議する。
- 3 外国で開催されるセミナー等に、各団体所属大学等の教職員等が参加する際の外国旅費等については、それぞれの団体で定めるところにより処理する。

(その他)

第8 上記に係わらず、本会の設立のための事務は、国立大学協会事務局が担当する。

- 2 本会は、各団体の意思決定機関の承認を得て本要綱施行日を定め、活動を開始する。

(附則)

- 1 この要綱は平成13年6月28日に施行する。
- 2 この要綱は平成16年7月28日に改正し、施行する。
- 3 この要綱は平成21年3月9日に改正し、施行する。